

こま武蔵台自治会自主防災計画

平成30年2月17日

1 目的

この計画は、自主防災組織規程第6条に基づき定めるもので、地震・土砂災害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

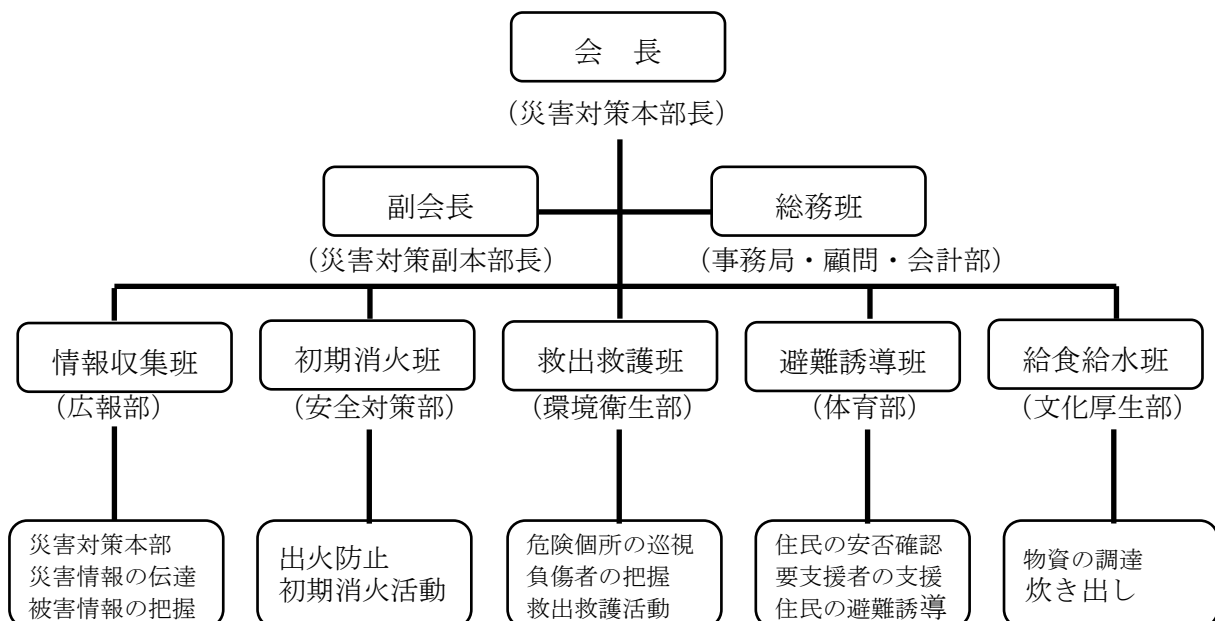
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) こま武蔵台自治会自主防災組織の組織編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 地域の災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 出火防止及び初期消火に関する事。
- (7) 救出・救護に関する事。
- (8) 避難誘導及び避難所の組織的運営に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 災害時避難行動要支援者対策に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材等の整備及び管理に関する事。

3 こま武蔵台自治会自主防災組織の組織編成及び任務分担

(1) 組織の編成

こま武蔵台自治会自主防災組織の組織編成は、次のとおりとする。



(2) 災害警戒（対策）本部の設置

次の事象が生じたときは、会長、副会長、総務班及び自主防災組織の各班長等は、自主的に自治会館に集まり、災害警戒（対策）本部を設置し情報の収集を行う。

※地震の場合は、震度6弱以上の発表による

※風水害は、大雨・大雪警報以上の発表により、市災害対策本部が設置された時

(3) 災害発生時の活動概要

区 分	人数	災害発生時の活動
情報収集班	7～8 人	会長、副会長、総務班及び自主防災組織の各班長等が一箇所に集まり、本部を設置して情報収集すると共に災害拡大予防に努める。 ① 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定 ② 災害情報の収集、住民への伝達 ③ 住民の安否情報等の集約 ④ 自主防災組織の各班の活動状況の把握と記録 ⑤ 市などの防災機関への連絡
初期消火班	7～8 人	迅速に初期消火を行い、災害の拡大を防ぐ。 ① 地震時の初期消火 ② 地震発生後、ガス、電気の切断を住民に徹底
救出救護班	7～8 人	大災害で多数発生する負傷者や病人に対して、 <u>自分たちでできる応急手当や救助</u> を行う。 ① 危険箇所のパトロール ② 倒壊家屋の下敷きになった人の救出 ③ 負傷者の応急手当の実施及び搬送
避難誘導班	7～8 人	住民の安否確認を行うと共に安全確実に避難誘導する。 ① 要支援者の避難誘導、支援 ② 住民の安否確認、避難誘導 ③ 避難所の運営
給食給水班	7～8 人	救援物資が到着するまで、自家持ち寄りなどの食糧で炊き出しを行う。 ① 自主防災等災害対応従事者への炊き出し ② 避難者への食糧や飲料水の調達、調理、配給

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震・土砂災害等についての知識に関すること。
- ③ 地震・土砂災害時等の早期避難に関すること。
- ④ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ⑤ 各家庭における住宅用火災警報器等の設置に関すること。
- ⑥ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑦ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、チラシ、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

- 3月1日～7日 春の火災予防週間
9月1日 防災の日
11月9日～15日 秋の火災予防週間
その他、種々の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを地図に落とし地区内で情報共有する。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ① 日高市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 会員による区内の踏査
- ④ 災害記録の編さん

6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

① 個別訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難・誘導訓練
- オ 給食・給水訓練

② 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

③ 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

④ 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

- ① 地震を想定した訓練は防災月間（9月）に実施する。
- ② 総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

(4) 日高市の総合防災訓練はこの防災訓練とする。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

総務情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、インターネット、伝令等による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備を行う。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ 住宅用火災警報器の設置状況
- ⑤ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次のことを行う。

消火器、水バケツ等の設置について各家庭への周知徹底

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めるときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① 武蔵台病院
- ② 岡村記念クリニック
- ③ その他近隣の医療機関

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出を要するものであると認めるときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難誘導及び避難所の組織的運営

災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

(1) 災害時避難行動要支援者の支援

会長は、市長が避難準備情報を発令したとき、又は会長が必要であると認めるとき、避難誘導班に対し災害時避難行動要支援者の避難支援を指示する。

避難誘導班は、災害時避難行動要支援者の支援者として、あらかじめ複数の者を定めておく。

緊急の場合は、会長の指示がなくても避難支援を行う。

(2) 避難誘導の指示

会長は、市長が避難指示及び勧告等を発令したとき、又は会長が必要であると認めるとき、避難誘導班に対し住民の避難誘導の指示を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導班は、会長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を避難所（武蔵台小学校、武蔵台中学校、武蔵台公民館、中の田公園等）に誘導する。

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、市長等の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

(1) 災害対策本部において

給食給水班は、市等の備蓄物資もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。

(2) 避難所において

給食給水班は、避難者に対して炊き出しを行うとともに、市等から配布された食料、飲料水等を適正に配分する。

12 災害時避難行動要支援者対策

(1) 災害時避難行動要支援者の個別支援計画の作成

災害時避難行動要支援者の避難支援をスムーズに行うために、避難行動要支援者等について予め個別支援計画を作成する。

(2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、要支援者に対する声かけ運動を展開するなど、見守り活動を行う。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

(1) 配備計画

区 分	品 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用ラジオ、携帯電話機用充電器、腕章等
初期消火用	消火器、水バケツ、防火衣・ヘルメット等
救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、一輪車、鉄パイプ、角材、鉄線鋏等
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、竹ざお等

避難用	強力ライト、ハンドマイク、ロープ、警笛、 投光器、発電機、燃料、携帯用トイレ、簡易テント 等
給食・給水用	コンロ、給水タンク、大なべ、炊飯器、食器、まか ない君、ガスボンベ（携帯）等

(2) 定期点検

防災の日（9月1日）を全資機材の点検日とする。

【参考資料】

別紙 自主防災組織【地震想定】防災訓練

自主防災組織【地震想定】防災訓練

時間	内容	備考
8:00	※防災行政無線若しくはハンドマイク等で訓練の事前予告をする	
9:00	【日高市内で震度6弱の地震発生】	地震発生までは、全員が自宅待機
9:05	※ 避難誘導班 は、自主的に地内の居住者の安否確認を開始 <ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式により全戸を回り本部へ報告する。 一人一人所在確認できたか不明かをチェックする。 ケガ人がいた場合は、本部に応援を求める。 ・ 避難誘導班 は、事前に各隣保3～4名配備し、複数で安否確認を行う。	所在確認 (自宅、避難所、その他) 所在不明
9:10	※ 会長、副会長、総務班及び自主防災組織の各班長等 は、自主的に会館に集合 ※ 会長 は、災害対策本部の設置を宣言 <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに「情報収集班」「初期消火班」「救出救護班」「避難誘導班」「給食給水班」を設置する。 ※ 情報収集班 は、住民の安否情報などを集約し、定期的に会長へ報告すると共に、必要に応じて行政機関へも連絡する。 ※ 救出救護班 は、地内を巡回し被害の程度を確認すると共に、必要に応じて救助・救護活動に当たる。	地震の場合、予め一定震度で、連絡がなくても本部設置と安否確認の開始を取決めておく。 市は震度6弱で、災害対策本部を自動設置することになっている。
9:20	※ 給食給水班 は、会長の命令により炊き出しを開始する。	α米を使用する訓練
9:30	※ 避難誘導班 から住民の安否情報が届き始める。 ※ 情報収集班 は、住民の安否情報等の記録をとる。 【火災発生の知らせが入る】	報告までの所要時間を計測する。(今後の目安となる)
10:00	【家屋が倒壊し、家人が下敷きとの情報が入る】 ※会長は、 救出救護班 に出動を命じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・救出救護班は、現場に直行し救出活動を行う (チェーンソーやジャッキ・バール等の使用方法を習得) ・救出救護班は、同時進行で救急救命訓練を行う。 	
11:00	【全ての訓練が終了】 <ul style="list-style-type: none"> ・会長挨拶(講評) ・丁目単位の情報伝達速度を情報収集班から発表 ・参加者で炊き出しご飯の試食 ⇒ 11:30 分解散 	
11:30	※役員で反省会を行い、改善点を次回に生かす。	役員のみ
12:00	防災訓練終了	

